

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
不利益処分名	危険物施設の使用停止命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第12条の2第2項
連 絡 先	(電話 656 - 1193)
処 分 基 準	<p>市長は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 消防法(以下「法」という。)第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 法第12条の7第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 法第13条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 法第13の2第4第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>なお、停止期間については、違反状態の是正のため必要な期間とする。</p> <p>通 達 消防法の一部を改正する法律の施行について(546.7.27付け消防予第105号) 第2 危険物に関する事項 1 危険物施設の完成検査前の仮使用の承認 (4)</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日